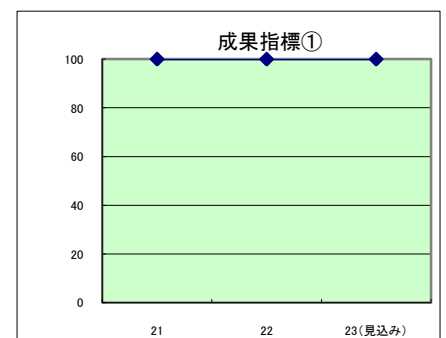
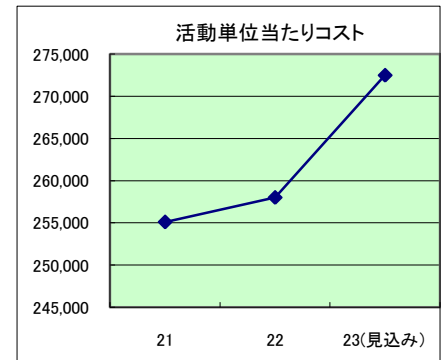


事務事業名		母子生活支援施設入所事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち	款	3	民生費	
	施策(節)	1	子育て支援	項	2	児童福祉費	
	施策の方向	(1)	子育て家庭への支援の充実	目	5	入所施設措置費	
	関連する計画等			事業	1	母子福祉	
作成部署				保健福祉部子育て支援課			
連絡先				072 - 958 - 1111 内線 1253			
事業の目的	対象(誰を・何を)						
	経済的理由やDV被害等により保護を必要としている母子						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	保護を実施すると共に自立の促進のために生活を支援する。						
	経済的な理由や、最近ではDV(配偶者からの暴力など)による一時避難など相談を受け、必要性があると判断した場合、相談内容にあった施設を探すとともに入所に至るまで対応、その後も母子の自立に向けて、相談や援助を進めていく。						
根拠法令等		児童福祉法					
事業開始時期		☒ 昭和 34 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化		事業の理念は変わらないが、DVによる保護などが新たに役割として加えられている。					
市民や議会の要望							
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☒ 民間委託 ☐ その他		委託内容 母子生活支援施設入所			

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		9,589	12,852	12,000	
人件費【2】 (千円)		1,125	1,080	1,080	
職員数	正規職員	0.15 人	0.15 人	0.15 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		10,714	13,932	13,080	
財源内訳	国費 (千円)	4,705	6,339	5,986	
	府費 (千円)	2,382	3,169	2,993	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	58	174	26	
	一般財源 (千円)	3,569	4,250	4,075	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 入所人員数(延べ)		人	42	54	48
②					
③					
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		255,095 円	258,000 円	272,500 円	
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		90 円	118 円	111 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	入所率 (式) 入所世帯数÷入所必要世帯数×100	%	入所必要に対する入所世帯数の割合	目標	100	100	達成率(%)	100
					実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	保護が必要な母子の最後の受け皿となっている。法的にも児童福祉法により国の責務となっている。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	保護が必要な母子の相談があった場合、その生活を守る点で、妥当性とともな緊急性も高い。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	必要な事例が発生した場合、基本的に拒否できない。母子の入所までの相談、入所の決定など一連の行為は、児童福祉法で自治体の責務となっている。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	必要な事例が発生した場合、基本的に拒否できない。母子の入所までの相談、入所の決定など一連の行為は、児童福祉法で自治体の責務となっている。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	必要な人に対しては100%入所させている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	児童福祉法23条で行なう事業であり、保護が必要な母子の最後の受け皿となっている。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 法に沿って取り組みをすすめる。	
	総合評価	評価理由・意見

☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善
☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了